

## ハンセン病を理由とする開廷場所指定の調査に関する有識者委員会（第3回）

### 議事要旨

#### 1 日時

平成27年12月14日（月） 13:30～16:00

#### 2 場所

最高裁判所中会議室

#### 3 出席者

〔委員〕

石田法子，井上英夫（座長），大塚浩之，川出敏裕，小西秀宣（敬称略）

〔ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査委員会〕

中村慎総務局長（委員長）

〔庶務〕

清藤健一総務局第一課長，南宏幸総務局付，須田健嗣総務局付，古川洋一課長補佐

#### 4 議題

- (1) 選定された開廷場所に関する事実関係についての認定の相当性について
- (2) 開廷場所の指定の必要性の判断自体の適法性・相当性に関する評価の相当性について
- (3) 開廷場所の指定の手続過程の適法性・相当性に関する評価の相当性について
- (4) 次回以降の日程等について

#### 5 議事

- (1) 議題(1)について

ハンセン病を理由とする開廷場所指定の上申を受け，選定された開廷場所に関す

る事実関係について議論を行った。

議論の結果、有識者委員会から、調査委員会の現時点での認定内容の一部につき、調査委員会が収集した資料を踏まえると疑問があるとの意見や、追加して認定すべき事実があるとの意見が述べられたほか、開廷場所を指定する旨の文書等が裁判所に残されていない理由についても合理的な説明をすべきであるとの意見が述べられた。

## (2) 議題(2)及び(3)について

ハンセン病を理由とする開廷場所の指定の必要性の判断や開廷場所の指定の手続過程の適法性・相当性に関する評価について議論を行った。

議論の結果、有識者委員会から、調査委員会の現時点での適法性・相当性に関する評価について、その内容を更に検討すべきであるとの意見が述べられた。さらに、これらの議題に関して調査委員会が作成する報告書の中に盛り込むべき事項についての意見が述べられた。

議題(2)及び議題(3)については、次回も引き続き議論を行うこととなった。

また、今後、開廷場所に関する事実関係を前提として公開の要請を満たしていたかどうかの評価をするに当たっては、形式的な公開の有無のみを問題とするのではなく、実質的な検討をすべきではないか、裁判所法との関係に加え、憲法との関係についても検討すべきではないかとの指摘もなされた。

## (3) 議題(4)について

### ア ハンセン病療養所等の訪問について

有識者委員会によるハンセン病療養所等の訪問、関係者に対する意見聴取に関し、その時期・内容等について、前回に引き続き意見交換を行った。

### イ 次回以降の日程

- ・ 第4回委員会 平成28年1月26日（火）
- ・ 第5回委員会 平成28年3月1日（火）
- ・ 第6回委員会 平成28年3月29日（火）

なお、可能な限り、第6回委員会までにすべての議論を終えられるよう、議論を進めていくこととなった。

以 上